

# 小規模サテライト型障害者入所施設北海道特区

都道府県名：	北海道	
申請主体名：	北海道	
区域の範囲：	札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、千歳市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市及び石狩市並びに北海道石狩郡当別町、虻田郡喜茂別町及び洞爺村、樺戸郡新十津川町、白老郡白老町、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村及び島牧郡島牧村の全域	

特区の概要：

身体・知的障害者入所施設について、地域移行を希望しているが直ちには移行できない者を対象として、現行定員の範囲内で、本体施設とは別に、市街地に設置したの小規模施設による運営を可能とする。このことにより、地域の実情に応じた取組の選択肢を増やし、入所施設利用者の地域生活への移行を促進するとともに、入所施設の機能を地域生活支援へ転換することを目指す。

適用される規制の特例措置：

・サテライト型障害者施設の設置の容認

## サテライト型入所施設のイメージ

